

災害により被害を受けられた方に対する市税の減免等について

京都市では、災害により被害を受けられた方に対して、市税の減免等の制度を次のとおり設けています。

1 市税の減免

被災された方が、一定の要件に該当する場合は、次の市税の納期が到来していない税額について減免されます。

(1) 個人市・府民税及び固定資産税・都市計画税

家屋や家財等について災害による被害を受けた方が、次の要件に該当する場合は、その税額について減免されます。

ア 個人市・府民税の減免割合

前年中の総所得金額 及び山林所得金額の合計額	減免率	減 免 率	
		5 割以上	3 割以上
5,000,000 円以下		10 割	5 割
5,000,000 円超 7,500,000 円以下		5 割	2.5 割
7,500,000 円超 10,000,000 円以下		2.5 割	1.25 割

イ 固定資産税・都市計画税（家屋）の減免割合

損 害 区 分	減 免 率	
流失、埋没、山崩れ、土砂流入、床上浸水等により損壊した部分が当該家屋の	5 割以上	10 割
	4 割以上	8 割
	2 割以上	5 割

※ 土地については水没した農地等が、償却資産については流失等により使用不能となった償却資産が、一定の要件に該当する場合は、減免されます。

◆ 手続き

被害を受けたことが分かる書類（り災証明書や写真等）を持参のうえ、市税事務所（郵送も可）に申請してください。

ただし、固定資産税（償却資産）の減免については、行財政局税務部資産税課に申請してください。

(2) 軽自動車税

エンジン等に相当な被害を受け、修理しなければ使用できない軽自動車・バイク等を所有されている方が、一定の要件に該当する場合は、その税額の全部について減免されます。

◆ 手続き

被害を受けたことが分かる書類（り災証明書や被災車両が確認できる写真等）及び修理等に係る見積書等を持参のうえ、市税事務所（郵送も可）に申請してください。（軽自動車税の減免については各区役所・支所内の税務センターでも申請可能です。）

(3) 事業所税

事業所税の申告納付が必要な方で、災害により損害を受け、継続して2週間を超えて事業を休止した施設及び災害により事業を廃止した施設（災害により継続して休止した期間が2週間を超えず、かつ、廃止した日の属する月に事業を行っていない期間が2週間を超える場合に限り）がある場合は、当該施設に係る資産割額について減免されます。

◆ 手続き

減免申請書及び減免の理由を証する書類（り災証明書、写真、補修費用の請求書、建物図面等（※））を、事業所税の申告書の提出期限の1箇月前までに、市税事務所法人税務担当（事業所税担当）に提出してください。

※ 減免の申請をされる場合は、事前に市税事務所法人税務担当（事業所税担当）に相談してください。

2 徴収の猶予

被災された方が市税を一時的に納付又は納入することができないと認められるときは、申請によって、原則として1年以内の期間に限り、徴収が猶予される場合があります。

なお、猶予期間内は、分割での納付も可能です。

その他納税に関する相談については、各区役所・支所内の税務センターにお問合わせください。

3 期限の延長

被災された方が市税の納付（納入）や申告等を期限までにできないと認められるときは、申請によって、災害等の理由がやんだ日から2箇月以内の範囲でその期限が延長される場合があります。

4 税証明の発行手数料の免除

被災された方が災害による生活再建のための手続きにおいて税証明を請求する場合は、全ての税証明の発行手数料について免除されます。

◆ 手続き

被害を受けたことが分かる書類（り災証明書等）を持参のうえ、各区役所・支所の市民窓口課に申請してください。

【お問い合わせ先】

<市税事務所（ビル葆光）>

〒604-8175 京都市中京区室町通御池南入円福寺町337 ビル葆光

市税事務所	担当地域	電話番号
市民税第1担当	北区・上京区	075-746-5824
	中京区	075-746-5819
市民税第2担当	伏見区・伏見区深草	075-746-5834
	山科区・伏見区醍醐	075-746-5837
市民税第3担当	西京区・西京区洛西	075-746-5849
	右京区	075-746-5843
市民税第4担当	下京区・南区	075-746-5872
	左京区・東山区	075-746-5863
固定資産税第1担当	北区・上京区・左京区	075-746-6431（土地）
		075-746-6432（家屋）
固定資産税第2担当	山科区・伏見区 伏見区深草・伏見区醍醐	075-746-6436（土地）
		075-746-6437（家屋）
固定資産税第3担当	右京区 西京区・西京区洛西	075-746-6451（土地）
		075-746-6452（家屋）
固定資産税第4担当	中京区・東山区 下京区・南区	075-746-6462（土地）
		075-746-6463（家屋）

<各区役所・支所の市民窓口課及び各区役所・支所内の税務センター>

	電話番号		
	市民窓口課	税務センター	
		納税担当	軽自動車税等担当
北区役所内	075-432-1249	075-432-1245	075-432-1214
上京区役所内	075-441-5057	075-441-5096	075-441-5068
左京区役所内	075-702-1059	075-702-1198	075-702-1033
中京区役所内	075-812-2437	075-812-2461	075-812-2441
東山区役所内	075-561-9143	075-561-9331	075-561-9375
山科区役所内	075-592-3094	075-592-3310	075-592-3112
下京区役所内	075-371-7191	075-371-7199	075-371-7171
南区役所内	075-681-3632	075-681-3483	075-681-3492
右京区役所内	075-861-1372	075-861-1849	075-861-1529
西京区役所内	075-381-7215	075-381-7395	075-381-7248
西京区役所洛西支所内	075-332-9139	075-332-9118	075-332-9170
伏見区役所内	075-611-1410	075-611-1737	075-611-1529
伏見区役所深草支所内	075-642-3329	075-642-3427	075-642-3409
伏見区役所醍醐支所内	075-571-6336	075-571-6318	075-571-6812

※ 固定資産税（償却資産）については、行財政局税務部資産税課（Tel 075-213-5214）にお問い合わせください。

※ 事業所税については、市税事務所法人税務担当（事業所税担当）（Tel 075-213-5248）にお問い合わせください。